

北秋田市特産品推奨認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北秋田市の特産品の推奨認定を行うことにより、特産品の需要の拡大及び品質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「製造」とは、原材料に手を加えて新たな物品を作り出し、商品にすることをいう。

2 この要綱において、「加工」とは、原材料に手を加え、その本質は保持させつつ新しい属性を付加し、商品にすることをいう。

3 この要綱において、「製造加工業者等」とは、製造若しくは加工する（以下、「製造等」という。）者又は他の者に製造等の委託し、当該商品を一手に販売する者をいう。

(推奨認定)

第3条 市の推奨認定を受けることができるものは、別表に定める食品又は工芸品等に該当するものとする。なお、食品については、次の各号に掲げる事項すべてを満たすものとし、工芸品等については、第8号を除くすべてを満たすものとする。

- (1) 名称、意匠、製品の材料及び素材が本市に関わりのあるものであること。
- (2) 常時製造し、市販されている商品（市販しようとするものを含む。）であること。
- (3) すでに特許、実用新案、意匠又は標章等の登録を受けている商品と紛らわしいものでないこと。
- (4) 推奨認定を受けるために特別に調整した商品でないこと。
- (5) 製造若しくは加工する者又は他の者に製造の委託をし、当該商品を一手に販売する者により申請されたもの。
- (6) 季節限定品を除き認定期間中、安定的な供給が可能であり、一般の流通経路において消費者が購入可能であること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び同法関係法令に違反しないものであること。
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び同法関係法令に違反しないものであること。

2 前項の推奨認定の有効期間は、推奨認定された日から起算して3年間とする。

(申請)

第4条 推奨認定を受けようとするものは、推奨認定申請書（様式第1号）により期限まで

に市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により、申請しようとする者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 市内に所在地を有する製造加工業者であること。

(2) 製造等について、法令の規定による許可又は認可を要する場合、当該法令の許可又は認可を受けた者であること。

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条による申請を受けた場合、北秋田市特産品推奨認定委員会を招集し、審査会を開催したうえで、推奨認定の可否を決定する。

2 市長は、前項により決定した事項を審査員からの意見を添え、申請者に通知するものとする。

(登録及び公表)

第6条 市長は、前条の規定により推奨認定した商品について、登録台帳に登録しなければならない。

2 市長は、当該推奨品に係る北秋田市特産品の品目、製造加工業者等及びその所在地を公表するものとする。

(認定証及び推奨マーク)

第7条 市長は、推奨認定した場合、申請者に対し認定証(様式第2号)を交付するものとする。

2 前項の規定により認定証の交付を受けた者は、当該推奨認定品に推奨マーク(様式第3号)の表示を行うことができるものとする。

3 前項の規定は、第3条第2項の規定による推奨認定期間内に製造等された商品について適用するものとする。

4 推奨マークの表示は、当該推奨認定品又は包装若しくは容器にシールを貼り付けるか、包装、ラベル又は容器への直接印刷により行うものとする。

5 前項の規定による推奨マークのシールは、有償で交付する。

6 第4項の規定による推奨マークの直接印刷を行おうとする者は、印刷承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(推奨認定を受けた者の責務)

第8条 前条第1項の規定により認定証の交付を受けた者は、当該推奨認定品について、推奨認定の趣旨及び推奨基準に違反することのないよう努めなければならない。

(届出)

第9条 第8条第1項の規定により認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することになった場合、変更（中止、廃止）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 製造加工業者等の代表者名若しくは名称又は、その所在地若しくは製造加工所の所在地を変更したとき。
- (2) 推奨認定品の名称、規格、量目を変更したとき。
- (3) 推奨認定品の製造加工を中止又は廃止したとき。
- (4) 推奨認定品の意匠又は価格を変更したとき。

2 市長は、前項の規定に関わらず、3年に1回該当するすべての商品について、届出内容変更の有無の確認を含め、推奨認定の更新の有無を確認することとする。

（推奨認定の取り消し）

第10条 市長は、推奨認定品が次の各号のいずれかに該当する場合、委員会の意見を聴いた上で、当該推奨認定を取り消すとともに、推奨マークの表示の中止を命ずることができる。

- (1) 次条第1項の規定による調査の結果、成績不良と認められたとき。
- (2) 推奨マークの不正な表示を行ったとき。
- (3) 正当な理由がなく市長の指導に従わないとき。
- (4) 品質、量目等形態を変更し、推奨認定品として適当でないと認められたとき。
- (5) その他推奨認定品としての信用を著しく損なう行為があったとき。

（調査指導等）

第11条 市長は、推奨認定品としての信用を保持するため、製造加工所及び商品について随時調査指導を行うことができる。

2 推奨マークの使用は、景品表示法その他の関係法令の定めるところに従い、適切に行われなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年10月2日から施行する。

この要綱は、令和2年11月28日から施行する。